

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 223 企業会計基準適用指針公開草案第 71 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」の概要について

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2021年1月18日に、企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表しました。

2019年7月4日に公表された企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」では、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、公表後、さらに概ね1年をかけて検討するとされていました。本公開草案では、投資信託の時価の算定に関する取扱いと貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが示されています。

本稿では、投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱い（本公開草案第24-2項から第24-6項及び第49-2項から第49-6項）について、提案内容を確認していきます。

1.市場における取引価格が存在する場合

通常は当該価格が時価になる。

2.市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下合わせて「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合

基準価額を時価とする。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。

3.市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合

投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価について、会計基準と整合する評価基準が用いられていると考えられる次のいずれかに該当するときは、基準価額を時価とみなすことができる。

(1)当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（以下「IFRS」という）又は米国会計基準に従い作成されている場合

(2)当該投資信託の財務諸表が IFRS 及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが IFRS 第 13 号「公正価値測定」又は米国財務会計基準審議会（FASB）の Topic820「公正価値測定」と概ね同等であると判断される場合

(3)当該投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合

なお、海外の法令に基づいて設定される投資信託に対して、上記の取扱いを適用する際、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができます。

また、基準価額を時価とする場合又は時価とみなす場合、それを適用するための要件を満たすことをもって、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができます。

以上